

議案第 21 号

渋川市特定乳児等通園支援事業の利用料に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市特定乳児等通園支援事業の利用料に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が特定乳児等通園支援を提供するに当たり、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価として乳児等支援給付認定保護者が支払う利用料（以下「利用料」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び渋川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和 8 年渋川市条例第 号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(利用料の額)

第 3 条 条例第 12 条第 2 項の規定により設定する利用料の額は、乳児等支援給付認定子ども 1 人につき、特定乳児等通園支援の利用 1 時間当たり 300 円とする。

(利用料の減免)

第 4 条 市長は、規則で定めるところにより、前条の利用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

渋川市が提供する特定乳児等通園支援事業の利用料を定めるものである。